

101

平成二十九年三月二日提出
質問第一〇一一号

内閣総理大臣の日本国憲法の改正発言に関する質問主意書

提出者

逢坂誠二

内閣総理大臣の日本国憲法の改正発言に関する質問主意書

内閣総理大臣の発言と、日本国憲法第九十九条の「天皇又は摂政及び國務大臣、國會議員、裁判官その他
の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」との規定に関して疑義があるので、以下質問する。

一 一般論として、内閣総理大臣が、国会で、国会に対し、憲法改正発議を要請する発言を行うことは、日
本国憲法第九十九条に反するのではないか。政府の見解を明らかにされたい。

二 一般論として、内閣総理大臣が、現行の日本国憲法に関し、国会で「改正すべき点がある」と発言する
ことは、日本国憲法第九十九条に反するのではないか。政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。